

「マレーシア 2008 年度予算案」

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

9月7日、マレーシア政府は2008年度予算案(2008年1月～2008年12月)を発表した。以下、予算案の概要及び主な税制等の改正点を記載する。

1. 予算案の概要

2008年度の「歳出総額(=一般歳出+純開発支出)」は1,769億リンギットで2007年度(見込み)比9.3%の伸び率となっている。財政収支はマイナス298億リンギットと11年連続の赤字予算であるが、GDP比の財政収支は3.1%と2007年の3.2%から0.1ポイント改善する。

このため、現地では「将来経済環境が悪化しても財政出動の可能な余地を残した予算案となっている」、「財政の健全性を重視しつつ経済成長にも配慮した予算だ」といった評価がされている。

税制関連では2007年度の予算案発表時にアナウンスされていた2008課税年度(※1)からの法人所得税の26%への1ポイント引下げに加え、今回、2009課税年度からの25%への1ポイント引下げを決めた。法人所得税の引き下げは3年連続で実施、税率は合計3ポイント低下することになりマレーシア企業の競争力強化に寄与するであろう。また、うわさされていた個人所得税の減税は実施されなかった。

なお、マレーシア子会社の実効税率が25%以下の場合には日本のタックス・ヘイブン対策税制(※2)の対象となるため、2009課税年度以降、マレーシアでの実効税率が25%以下になる企業は留意が必要である。

※1. 課税年度=決算終了日の属する年度。

※2. 当該制度の適用対象となるのは、居住者及び内国法人によって直接及び間接に50%超の持分を保有されている外国法人。

【マレーシア：政府歳入、歳出推移】 (億リンギット)

財政年度	収支	見込み	当初予算	2008年度当初予算の 2007年度見込み比伸び率(%)
	2006	2007	2008	
歳入	1,236	1,418	1,471	3.7
歳出	1,427	1,618	1,769	9.3
一般歳出	1,077	1,239	1,288	4.0
純開発支出	350	379	481	26.9
財政収支	-191	-200	-298	
GDP比財政収支(%)	-3.3	-3.2	-3.1	

(出所)マレーシア政府2008年度予算資料より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

2. 税制等の主な改正点

(1) 法人所得税の引き下げ

- ・ 2007年度の予算案発表時にアナウンスされていた2008課税年度（※）からの法人所得税の26%への1ポイント引下げに加え、今回、2009課税年度からの25%への1ポイント引下げを決めた。

※課税年度＝決算終了日の属する年度。

(2) 法人税課税制度の変更…シングル・ティア法人所得税システム (Single Tier Company Income Tax System) の導入 [マレーシア政府資料： Appendix 1ご参照]

- ・ 現在、企業が法人所得税を支払い、株主が配当受取に税金を支払う一方で株主側で税額控除が使えるインピュテーション・システム (Imputation System) が導入されているが、企業の処理負担が大きいことから、2008年1月から配当支払企業の所得にのみ法人税を課税するシングル・ティア法人所得税システムに移行する。
- ・ セクション108のアカウントの残高がゼロの会社は2008年1月1日にシングル・ティア法人所得税システムに移行する。その他の会社には2013年12月31日までの6年間の移行期間を設ける。

(3) 上場企業のM&Aについて印紙税を免除 [マレーシア政府資料： Appendix 7ご参照]

- ・ 上場企業のM&Aを促進するために、現在、2005年10月1日から2007年12月31日まで実施されている買収・合併に伴う印紙税免除を3年間延長する。本件は、証券委員会により2010年12月31日までに許可され、2011年12月31日までに完了するものを対象とする。

(4) 国際調達センター (IPC=International Procurement Centre)、地域物流センター (RDC=Regional Distribution Centre) で働く海外からの駐在者の所得税取扱いの変更 [マレーシア政府資料： Appendix 16ご参照]

- ・ 現在、国際調達センター、地域物流センターで働く海外からの駐在者のマレーシアで得た所得は、当該人物が業務で海外に出張する回数が多くても、全額が所得税の対象となっている。今回、海外出張日数を除いた部分のみを所得税の対象とする。

(5) 情報通信技術関連インセンティブの合理化 [マレーシア政府資料： Appendix 18ご参照]

- ・ 現在、情報通信技術関連のインセンティブは、①サイバー・シティ、サイバーセンターに立地したMSCマレーシア・ステータスの企業、②サイバー・シティ、サイバーセンター外に立地した企業、③サイバー・シティ、サイバーセンター外に立地したコンピュータ・ソフト開発企業、の3つに分かれている。今回、これを①の企業のみに集約する。インセンティブは、Multimedia Development Corporation Sdn. Bhd. (Mdec) が、a. か b. を付与する。

a. パイオニアステータスを付与し、10年間の100%所得税免税。

b. 認可された資本投下額について5年間100%の税額控除を認める。

(6) 熟練労働者の受け入れ体制整備

- ・ 海外からの投資資金流入のためには人的資源、特にプロフェッショナルや熟練労働者の存在が重要である点を勘案し、熟練労働者 (Skilled Worker) に対する労働許可 (Work Permit) 発給までの期間をこれまでの14日から7日に短縮する。

(7) 商用出張者の長期滞在を許可

- ・ 商用出張者への長期滞在を許可すると共に、許可取得を容易にする。本措置は2008年1月より実施する。

《ご参考》 マレーシア予算案の詳細は下記ホームページでご確認いただけます。

マレーシア財務省 <http://www.treasury.gov.my/indexbi.html?lang=eng#>

(本レポートに関するお問合せ先： アジア法人業務部 北村広明)

E-mail: hiroaki_kitamura@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール) 65-62311786

※ 本レポートは情報の提供を目的に作成しておりますが、お取引の最終判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いいたします。資料は信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが完全性を保証するものではありません。

《ご参考》タックス・ヘイブン対策税制について

法人税・所得税のない国、またはこれら税率が低い国をタックス・ヘイブン (Tax Haven=軽課税国) と言う。これらの国を利用して租税負担回避を図ることを防止するため、タックス・ヘイブン対策税制がある。居住者及び内国法人によって直接及び間接に 50%超の持分が保有されている外国法人が本制度の対象となる。本税制の適用を除外されない場合は、外国子会社の留保所得を親会社である内国法人の所得に合算して課税される。

日本のケースでは、実効税率が 25%以下の場合がタックス・ヘイブンの対象となるが、以下の基準で判定し、条件を満たせば、タックス・ヘイブン対策税制の適用から除外される。

【タックス・ヘイブン対策税制適用除外のための判定基準の概要】

判定基準名	概要
事業基準	以下の事業は適用除外にならない。 ①株式・債券の保有 (純粋な持株会社は適用除外にならない) ②工業所有権、著作権の提供 ③船舶、航空機の貸付 (裸用船(機)契約に基づくもの)
実体基準	子会社が本店所在国に、主たる事業に必要な事務所、工場、店舗を保有していること (ペーパー・カンパニー等は適用除外にならない)。
管理支配基準	子会社が本店所在国で事業の管理、支配、運営を行っていること。 ・株主総会、取締役会等の開催 ・役員としての執務執行 ・会計帳簿の作成と保管 ・常駐する従業員の存在
非関連者取引基準	①卸売業、②銀行業、③信託業、④証券業、⑤保険業、⑥水産業、⑦航空運送業、については、非関連者との取引が販売額または仕入額の50%を超えなければ適用除外とならない。
所在地国基準	「事業基準」および「非関連者取引基準」以外の業種については、主に事業を所在地国で行っていないと適用除外にならない。

(出所) 各種資料より三菱東京UFJ銀行アジア法人業務部作成

事業別に見た「タックス・ヘイブン税制適用除外のための判定基準」との関係は以下の通り。

【事業分類1】「株式・債券の保有」、「工業所有権、著作権の提供」、「船舶、航空機の貸付」

⇒ これら事業は適用除外にならない。

【事業分類2】「卸売業」、「銀行業」、「信託業」、「証券業」、「保険業」、「水産業」

⇒ 【クリアすべき判定基準】「実体基準」、「管理支配基準」、「非関連者取引基準」

【事業分類3】事業分類1・2以外の事業。

⇒ 【クリアすべき判定基準】「実体基準」、「管理支配基準」、「所在地国基準」